

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

住民基本台帳法第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年11月1日から平成28年10月31日までの閲覧の状況

閲覧年月日	請求者・申出者(委託者)	閲覧者(受託者)	請求事由の概要	閲覧に係る市民の範囲
平成28年1月26日	日本放送協会	(株)日本リサーチセンター	食生活に関する世論調査	磯原町大塚 12名
平成28年5月25日	日本放送協会	(社)中央調査社	テレビ放送に関するアンケート調査	平潟町 20名